

○立山町土木建築工事費の前金払取扱規則

平成21年 6 月11日

規則第12号

立山町土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和37年立山町規則第 2 号)の全部を改正する。

立山町土木建築工事費の前金払取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第 7 条の規定に基づく前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲及び割合等)

第 2 条 1 件の請負代金の額が200万円以上の土木建築工事並びに土木建築に関する工事の設計、調査及び測量に要する経費については前金払をすることができる。

2 前項に規定する土木建築工事のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、同項の規定により既にした前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「令」という。)附則第 3 条第 2 項各号に掲げる要件に該当していること。

(2) 第 7 条の規定による部分払を受けていないこと。

3 前金払(前項の規定による前金払(以下「中間前金払」という。))を除く。)の額は、当該工事の請負代金の10分の 4 以内とする。

4 中間前金払の額は、当該請負代金の10分の 2 以内とする。

5 歳計現金の保有状況等によって支払が困難と認められるときは、前金払及び中間前金払を減額し又は支払をしないことができる。

(平23規則 4 ・一部改正)

(前金払の請求手続)

第 3 条 前金払を受けようとする請求者は、前払金請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の発行した前払金の保証証書(正副 2 通)その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする請負者は、中間前払金請求書に中間前金払に

係る保証証書(正副2通)を添えて町長に提出しなければならない。

(令6規則15・一部改正)

(中間前金払を受けるための認定手続)

第4条 前条第2項の規定により中間前金払の請求をしようとする請負者は、あらかじめ、認定申請書に別に定める書類を添えて町長に提出し、第2条第2項各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けるものとする。

2 町長は、請負者から前項の認定申請書の提出があったときは、速やかに、認定の可否を決定し、その結果を当該請負者に通知するものとする。

(平23規則4・一部改正)

(工事内容の変更に伴う前払金の変更)

第5条 設計変更等により著しく請負代金の額に増減を生じたときは、前払金の額を増減することができる。

2 請負者は、前項の規定により前払金の額が減額されたときは、前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の5(中間前金払を受けている場合にあっては、10分の7)に相当する額を超えるときは、その超過額を指定期日までに返還するものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

3 町長は、前項の指定期日までに第7条の規定による部分払の請求があったときは、その支払額のうちから、その超過額を控除することができる。

4 町長は、請負者が第2項の規定により指定期日までに前払金を返還しないときは、指定期日の翌日から納付の日までの期間に応じて返還金に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率による利息を付させることができる。

(保証契約の変更)

第6条 工事内容の変更、その他の理由により工期を延長若しくは減額した場合においては、請負者は直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を町長に提出しなければならない。

(前金払をした工事の部分払)

第7条 前金払をした工事の出来形部分に対する部分払は、出来形部分に対する請負代金額の10分の9に相当する額から出来形部分に対する請負代金の額

に支払済前払金額を請負代金の額で除して得た値を乗じて得た額を控除した額以内とする。

(前払金の使途範囲)

第8条 前払金の使途範囲は、当該工事の材料費等(省令附則第3条第1項に規定する材料費等をいう。)に相当する額とし、当該工事の材料費等以外の支出に充当してはならない。

(義務違反による前払金の返還)

第9条 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その前払金の全部又は一部を指定期日までに返還しなければならない。

(1) 前払金を前条に規定する経費以外の目的に使用したとき。

(2) 前号のほか町長が特に必要と認めたとき。

2 第5条第4項の規定は、前項により前払金を返還させる場合に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に契約を締結した土木建築工事に係る前金払については、なお従前の例による。

附 則(平成23年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に契約を締結した土木建築工事に係る前金払については、なお従前の例による。

附 則(令和6年規則第15号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。